

第 73 回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事概要

日 時：令和 3 年 1 月 17 日(日) 13：36～14：50

場 所：県庁 6 階 第 1・2 特別会議室

○ 会議の概要

<報告事項>

- ◇ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染者数や広がり状況、医療提供体制等について、それぞれ所管する本部員から報告があった。
- ◇ 県内の感染状況及び医療の逼迫状況について、昨年 8 月や全国の状況と比較すると、緊急事態宣言の発出を検討する必要がある段階であることが確認された。

1 参加者

玉城 知事、謝花 副知事、富川 副知事（リモート参加）、島袋 政策調整監、金城 知事公室長、池田 総務部長、宮城 企画部長、松田 環境部長、小林 警備部長（県警本部長代理）、大城 保健医療部長、名渡山 子ども生活福祉部長、長嶺 農林水産部長、上原 土木建築部長、嘉数 商工労働部長、渡久地 文化観光スポーツ部長、伊川 会計管理者、金城 教育長、我那覇 病院事業局長、棚原 企業局長、真栄城 医療企画統括監、糸数 保健衛生統括監

2 報告事項

(10) 現状分析について

※通常は次第の順に各報告事項を説明しているところであるが、今回は総括情報部から【資料 10】の内容に沿って各報告事項の関係部分を説明することとした。

○ 県及び国の判断指標等の状況について

- 昨日(1/16)、130 人の新規感染者が確認された。8 月に 1 日あたり 150 人以上の新規陽性者が確認された日があったが、その際は松山地区を対象とした集団検査の結果が反映されたものであったため、事実上、今回が最多となる。【資料 1】
- 県の警戒レベル判断指標の状況と、沖縄県の状況を国の指標に当てはめた数値について比較すると、第 4 段階、ステージⅣに相当する指標が多い。感染が拡大傾向にあり、病床が逼迫している状況を表している。【資料 3、3-1】

○ 8 月との比較

- 前回、県独自の緊急事態宣言を発出した時期の感染状況と、現状を比べると、療

養者数や新規感染者数は当時を上回っている。一方、感染経路不明な症例の割合や入院調整中の数については、当時より低い数字となっている。しかしながら、このまま感染者数が増加し続けると、入院や療養先が調整中のまま方針決定が翌日以降に持ち越される例が蓄積し、感染者の健康管理に影響を及ぼす可能性がある。【資料 3-5】

- 感染拡大を受け、医療フェーズを5に引き上げて病床確保を図っているところであるが、コロナ以外の一般病床利用率が90%以上となっており、コロナ病床の確保が難航することが懸念されている。【資料 3-2】
- 重症、中等症の感染者は入院治療が必要となり、入院期間も長くなるため、数が増えれば病床のひっ迫に繋がる。年明けから重症・中等症の患者数は倍増している状況にある。【資料 3-7】
- 8月の流行拡大期には、福祉施設や医療施設で多数のクラスターが発生したために、重症者や死亡事例が相次いだ経験から、総括情報部内に医療機関・福祉施設支援チームを設置し、クラスターの未然防止策等に努めている。しかし、年末年始頃から、福祉施設等における感染者の発生が増加している状況である。
- 12月からの飲食店等への営業時間短縮要請については、一定の効果が見られたものの、正月前後の会食や成人式を含む3連休中の会食により、再び会合・会食の場を感染源とする症例が増加している。また、時短要請対象外の市町村にある店舗やホームパーティを感染源とする症例が増加している。【資料 8-1、8-2】
- 首都圏を中心に全国で流行が拡大していることに伴い、県外から来訪した人や、県外から帰省した県民から感染が広がる移入例が増えている。【資料 9】
- 現状を分析した結果から、さらに人と人との接触機会を減らす取組が必要である。
- 感染症対策専門家や経済関係団体との意見交換を踏まえ、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、緊急事態宣言の発出及び国へ緊急事態宣言発令の要請を検討する必要がある。

- 今後、国の緊急事態宣言発令との兼ね合いも必要となると考えられるため、県の警戒レベル判断指標に加えて、国の判断指標も用いて警戒レベルを判断する必要がある。

<その他報告事項>

- 病院事業局から、新型コロナウイルスに係る県立病院の状況について報告
 - ✓ 県立6病院には県内感染者の約26.1%が入院しており、病床占有率合計は67.0%となっている。
 - ✓ 宮古病院と八重山病院における入院患者が増加傾向にある。八重山病院では、緊急手術以外の手術は中止してコロナ患者対応にあたっている。
 - ✓ 非コロナの病床確保が大きな課題となっている。
 - ✓ 県立病院におけるコロナ患者の入院患者数や重症・中等症の患者数の推移をみると、8月上旬のピーク時に匹敵する入院患者数となっている。
- 県立病院全体での確保病床数について質問あり。
 - ✓ 病院事業局から、現在は103床を確保しているが、フェーズ5に引き上げると、最大194床確保する計画となっていると回答。
- 国の緊急事態宣言発令の対象地域に認められる要件について質問あり。
 - ✓ 内閣官房と調整したところ、「緊急事態宣言の対象地域は、国において専門家会議や諮問委員会に諮った上で決定する。都道府県が国に要請したからと言って対象地域に指定するものではない。」とのこと。また、対象地域に指定する場合には、「他の対象地域における緊急事態措置と同様の厳しい措置を実施することとなることに注意いただきたい。」とのことであった。
 - ✓ 国の対処方針の中で示されている緊急事態宣言発出の考え方に記載のある、『国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすか否か』の表記に関して、内閣府に問い合わせたところ、「具体的な指標はないが、医療のひっ迫状況等をベースとして、経済の専門家も構成員となっている対処方針諮問委員会で審議した上で、対象地域を総合的に判断する」旨の回答があった。

- 本県経済が、観光関連産業を基幹としてサービス業を中心とした経済構造となっているため、新型コロナの影響は他の都道府県より深刻なものとなる。国に緊急事態宣言の対象地域への追加を要請するのであれば、そのことも要請理由に加えるべきであるとの発言あり。
- 緊急事態宣言については、県独自に発出するとともに、国に対しても、国の緊急事態宣言の対象地域における措置について、同時に要望していくこととする旨発言あり。
- 営業時間短縮要請について、県内の飲食関連の発症事例は減っているように見えるが、対象地域を広げ、要請時間を夜 10 時から夜 8 時へと拡大する理由について質問あり。
 - ✓ 総括情報部から、現在、時短要請の対象とはなっていない糸満市や南城市などの飲食店でクラスターの発生事例が散見されるほか、沖縄市内のスナックで 22 時までには解散した模様でのクラスター発生事例などが確認されている。対象地域以外や、22 時までには自由に飲み会を開催して良い、と解釈されている状況が見受けられるため、時短要請を拡大する必要性がある旨説明。
 - ✓ 国に対して特定都道府県と同等の支援を求めていくために、国の対処方針と同等となる、全地域「夜 8 時まで」という基準で、時短要請を実施する必要がある旨説明があった。
- 国の対処方針に準じた対策としては、時短要請の拡大以外にも、不要不急の外出自粛、テレワークの推進などが求められる旨を説明。
 - ✓ 国の対処方針に加え、沖縄県の場合は地域的な特性から、離島との往来自粛を求める必要や、プロ野球等スポーツキャンプについても、来訪前の PCR 検査受検を求めるなどの対策案を検討していることについて説明があった。
 - ✓ 1 月 13 日付けの国からの事務連絡において、緊急事態宣言に伴う対処方針の適正な運用についての留意事項が示されていることについて説明があった。
- 緊急事態宣言を発出することになった場合の具体的実施内容について、各部局に照会する旨、保健医療部から発言あり。

- 緊急事態宣言を発出した際の支援策について質問あり。
 - ✓ 雇用調整助成金や持続化給付金等について、国に求めていくとともに、域内需要喚起に繋げるため、クーポン券の発行を予定していることについて商工労働部から説明。
 - ✓ 経済的な支援については、国の緊急事態宣言の対象地域に指定されるか否かで大きく異なることについて、商工労働部から説明。
- 県内は医療体制がひっ迫していること、島しょ県であること、1日130人の新規感染者数は東京における1,300人に相当すること、というような沖縄の危機的状況を、国にも共有してもらう必要がある。同時に、県内の経済界とも、現在の状況を共有する必要がある旨、発言あり。
- 県内の現状として、県独自の緊急事態宣言の発出及び国への緊急事態宣言発令の要請等を検討する必要があることを確認した。

＜現状分析のまとめ＞

- ◇ 沖縄県の現状を分析すると、緊急事態宣言の発出を検討する必要がある状況と考えられる。
- ◇ その現状について、経済関係団体や医療関係者との意見交換を踏まえて判断することとする。

3 その他報告

特になし

4 閉会

- この後、15時から、経済関係団体代表者と医療関係者との意見交換会を開催することを確認し、閉会とした。
- さらに、1月18(月)の午前中に経済関係団体との意見交換を開催するため、定例の対策本部会議は午前中ではなく午後に開催することとした。